

独立監査人の監査報告書

2020年3月11日

特定非営利活動法人 ジェン
代表理事 川北 秀人 殿

養和監査法人

代表社員 公認会計士 三宅英彦
業務執行社員

当監査法人は、特定非営利活動法人ジェンの委嘱に基づき、2019年1月1日から2019年12月31日までの2019年度の活動計算書、貸借対照表、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下、「財務諸表等」という）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記に記載された会計の基準に準拠して財務諸表等を作成することにより、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に応じて受入可能なものであるかを判断することにある。

理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め、財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財務諸表等作成の基礎

注記に記載されているとおり、財務諸表等は、所轄庁へ提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジェンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上